

議会第9号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年9月26日

提出者 新発田市議会経済建設常任委員会  
委員長 渡邊喜夫

新発田市議会議長 小川 徹 様

## 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014 年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を 4000 円程下回る 12000 円台(1 俵 60 キロ)」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場では十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013 年、2014 年度の基本指針を決めた昨年 11 月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年 6 月末在庫が 2 年前に比べて 75 万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。

また、「攻めの農政改革」で 5 年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけているものです。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっているいま、政府の責任で需給調整を行なうのは当然のことであり、緊急に対策を実施することが求められます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

新潟県新発田市議会

( 提 出 先 )

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
農林水産大臣	西 川 公 也 様
衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様